

令和4年10月18日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行松泰弘

回 答 書

令和4年7月11日付け質問書に対し、下記のとおり改めて回答します。

記

1. 令和4年7月29日付け回答書で回答したとおりである。
なお、弁護士等への協議や相談に対する助言・指導は、もとより開示を前提としているものではないため、氏名の開示は差し控える。
また、役職員の氏名についても内部の意思決定に関わる事項であるため、開示は差し控える。
2. 本学としては団体交渉に必要な情報を提供する用意はあるが、令和4年7月11日付け質問書で要求のあった調査資料一切では、当該資料が団体交渉に必要な理由などが不明であるため、当該資料が団体交渉に必要な具体的理由及び当該理由に関する資料を具体的に特定し、書面にて示されたい。
3. 上記1の理由から、氏名の開示は差し控える。